

川崎市計画相談支援体制強化費支弁基準

制定 令和3年6月25日 3川健障計第152号（市長決裁）

（目的）

第1条 この基準は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則61号）第27条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）（平成17年法律第123号）第51条の17に規定する計画相談支援給付費に川崎市が法外で加算する体制強化費（訪問系サービス等加算及び災害時個別避難計画作成加算）の基準等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）相談支援事業所 法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所をいう。
- （2）計画相談支援 法第5条第18項に規定するサービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。
- （3）体制強化費 相談支援事業所が計画相談を作成する支援体制の強化を目的とする訪問系サービス等加算及び災害時個別避難計画作成加算をいう。
- （4）前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

（支弁基準）

第3条 次の1～4号のいずれかに該当した場合、訪問系サービス等加算として本市の計画相談支援対象障害者1名あたり4万8千円、5号に該当した場合、災害時個別避難計画作成加算として本市の計画相談支援対象障害者1名あたり7千円を加算する。

- （1）居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援を利用する計画相談支援対象障害者に、計画相談支援を実施した場合。
- （2）共同生活援助のうち、日中サービス支援型共同生活援助を利用する計画相談支援対象障害者に、計画相談支援を実施した場合。
- （3）自立生活援助を利用する計画相談支援対象障害者に、計画相談支援を実施した場合。
- （4）地域移行支援及び地域定着支援を利用する計画相談支援対象障害者に、計画相談支援を実施した場合。
- （5）計画相談支援を実施したときに、市が別に定める災害時個別避難計画を作成した場合。

2 前項の規定に基づく体制強化費の支給については、計画相談支援対象障害者1名につき、各年度1回限りとする。

（体制強化費支給対象事業所）

第4条 前条の規定による体制強化費の支給対象となる事業所（以下、「支給対象事業所」という。）は、川崎市に所在地を置く相談支援事業所とする。

2 本市より受託等により次の事業を実施している相談支援事業所は、支給対象事業所から除く。

- (1) 基幹相談支援センター
- (2) 地域相談支援センター
- (3) 地域療育センター
- (4) 生活支援・地域交流事業（災害時個別避難計画作成加算のみ支給対象事業所から除く）

（申請手続き）

第5条 体制強化費を申請しようとする支給対象事業所は、前年度の3月から当該年度の8月までに第3条の規定に基づく計画相談支援を実施した場合は8月末までに、当該年度の9月から2月までに第3条の規定に基づく計画相談支援を実施した場合は2月末までに、川崎市計画相談支援体制強化費申請書（第1号様式）および対象者一覧（第2号様式）により市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第6条 市長は前条の規定により提出を受けた申請書等を受理し適当と認めるときは、申請した支給対象事業所に対し、川崎市計画相談支援体制強化費支給決定通知書（第3号様式）により通知する。

（体制強化費の請求及び支給）

第7条 前条の規定により支給決定を受けた支給対象事業所から体制強化費の請求を受けた場合、市長は、請求を受けた日から30日以内に支給対象事業所に対し支払う。

（調査）

第8条 市長は、必要と認めるときは、相談支援事業所に対し、当該体制強化費に係る関係書類について調査することができる。

（証拠書類の保管）

第9条 支給対象事業所は、当該体制強化費に係る証拠書類を、体制強化費申請後5年間保管しておかなければならない。

（不正利得の徴収）

第10条 市長は、相談支援事業者が、偽りその他不正の手段により体制強化費を受けたときは、その支払った額につき、返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。